

# 行政書士 奈良



2024年9月

No.156

## 目次

行政書士 奈良  
2024年（令和6年）  
9月号

龍谷大学と奈良県行政書士会との 地域人材育成に係る相互協力に関する協定締結	1
令和6年度 奈良県行政書士会定時総会	2・3
令和6年度日本行政書士会連合会定時総会	4
令和6年度近畿地方協議会定例単体会会長会議及び懇親会	5
奈良県行政書士会の VOICE ～来し方行く末～	6～9
令和6年度第1回新規登録会員研修	10
トピック 相続登記が義務化されました	11～13
会員の動き	14～16
編集後記	



ユキマサくん  
行政書士会の公式マスコット  
キャラクター

## 龍谷大学と奈良県行政書士会との 地域人材育成に係る相互協力に関する協定締結

龍谷大学と「地域人材育成に係る相互協力に関する協定」を締結いたしました。

龍谷大学の設置する「地域公共人材総合研究プログラム」に本会が会員を推薦することによる受け入れを通じて、また、同時に本会は龍谷大学の大学院生に対する実践的教育研究の一環としてインターンシップの機会を提供し、相互に協力します（学生から希望がある際に受け入れ可否を判断します）。

本会が実施する多様な研修メニューの一つに、龍谷大学大学院の学位が取得できる社会人大学院生の学びの制度を活用できるようになることは、研修制度充実の面からメリットと捉え、本会のリスキング、リカレント教育に適していると考えられます。



(前列左より)地域公共人材総合研究プログラム運営委員長 高畑重勝様  
黒田敬子 会長 政策学研究科長 中森孝文様  
(後列左より)田中佑宜 総務部部长 岩井健一 副会長 松本和也 副会長  
若林かずみ 副会長

- ❖ 1年間で修士課程を修了可能（ただし所定の単位を取得し修士論文等の審査に合格すること）。
- ❖ 夜間や土曜日の講義が充実しており、社会人が受講しやすい。
- ❖ 学費相当額が給付される奨学金制度がある（上限人数あり。応募者多数の場合は入学試験の成績等により選考）。
- ❖ 入学試験は筆答試験が免除され口述試験でおこなわれる（出願時に研究計画書などを提出）。
- ❖ 「学士号」を取得していなくても、所定の就業経験を満たせば出願できる。

会員の皆様におかれましてはネット定期便で配信した推薦入試の案内をご確認いただきますようお願いいたします。

本会の申し込み締め切りは令和6年9月17日（火）です。

# 令和6年度 奈良県行政書士会

令和6年5月31日（金）に令和6年度定時総会が、奈良県コンベンションセンター会議室にて開催されました。



(左より)岩井健一 副会長 若林かずみ 副会長  
黒田敬子 会長 松本和也 副会長

松本和也副会長による開会のことばによりはじまり、物故会員への黙禱後、黒田会長による挨拶に続き、来賓としてお招きした奈良県総務部知事公室市町村振興課課長 今井健至様に、奈良県総務部知事公室室長 川上孝範様からいただいたご祝辞を代読いただきました。



黒田敬子 会長



松本和也 副会長



奈良県総務部知事公室市町村振興課課長 今井健至様

続いて奈良県行政書士会会長表彰が行われ、表彰受賞者8名の会員を代表して坪田尚子会員に感謝状が贈呈されました。あわせて、行政書士制度の発展向上に寄与された本会会員5名が日本行政書士会連合会会長表彰を受けることが披露されました。

また、日本行政書士会連合会 常住豊会長からのご祝辞の代読、祝電の披露、令和5年度に入会された26名の新規登録会員の紹介がありました。



坪田尚子 会員



(左より)川合利章 会員 黒田敬子 会長 坪田尚子 会員  
遠山健太郎 名誉会長 伴吉晴 会員  
谷澤祐樹 常任理事

# 定時総会を開催しました

総会構成員の確認及び報告が行われた後、議長に小山宏会員、副議長に杉山毅会員が指名選出され、議長による議事録署名人の氏名、議事運営委員の紹介、申し合わせ事項の報告後、議長により会議の開会宣言がなされ、議案審議に入りました。



遠山健太郎 議事運営委員会委員長



小山 宏 議長 杉山 毅 副議長

第1号議案「令和5年度奈良県行政書士会事業報告の承認について」、第2号議案「令和5年度収支決算の承認について」が一括上程され、監査報告ののち賛成多数にて可決承認されました。

第3号議案「奈良県行政書士会会則の一部を改正する会則（案）」が上程され、賛成多数で可決承認されました。

第4号議案「令和6年度奈良県行政書士会事業計画（案）の承認について」、第5号議案「令和6年度収支予算（案）の承認について」が一括上程され、賛成多数で可決承認されました。

第6号議案「入会金の額増額について」が上程され、事前の質問通告に対して総務部長より回答があり、その後賛成多数で可決承認されました。



津守克洋 監事



岩井健一 副会長

議長による閉会宣言の後、若林かずみ副会長の閉会のことばで定時総会が終了しました。



若林かずみ 副会長

# 令和6年度日本行政書士会連合会定時総会

報告者：副会長 若林かずみ

6月19日（水）、20日（木）、東京會館において、令和6年度日本行政書士会連合会定時総会が開催されました。定時総会には、日本行政書士会連合会理事として黒田敬子本会会長、本会代議員として松本和也本会副会長、若林かずみ本会副会長が出席させていただきました。

総会においては、まず、令和5年度事業報告、令和5年度決算報告が無事に可決されました。第3号議案である「日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正（案）」として上程された会長選挙の立候補要件の改正案については、動議が提出されましたが、動議は却下され、議案は可決されました。その他に、令和6年度事業計画、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出、令和6年度予算などの議案が上程されましたが、全ての議案が可決されました。



(左より)松本和也 副会長 若林かずみ 副会長  
黒田敬子 会長 遠山健太郎 名誉会長



(左より)松本和也 副会長 若林かずみ 副会長  
常住 豊日行連会長 黒田敬子 会長

19日の総会後は、引き続き、東京會館において、懇親会が開催されました。懇親会においては、奈良県選出の国会議員の方々（衆議院議員馬淵澄夫様、衆議院議員小林茂樹様、衆議院議員高市早苗様、衆議院議員奥野信亮様、参議院議員堀井巖様）にご臨席を賜りました。また、他の単位会の皆様と交流することができ、とても有意義な時間となりました。



衆議院議員 高市早苗様



(左より)松本和也 副会長 黒田敬子 会長 衆議院議員 高市早苗様  
遠山健太郎 名誉会長 若林かずみ 副会長

# 令和6年度近畿地方協議会定例単位会 会長会議及び懇親会

報告者：副会長 若林かずみ

6月7日（金）、シティプラザ大阪において、令和5年度当番会である大阪府行政書士会の主催で、令和6年度近畿地方協議会定例単位会会長会議が開催されました。

会議においては、令和5年度事業報告、令和5年度決算報告の他、令和6年度事業計画、令和6年度予算、令和6年度役員選出などの議案が無事に可決されました。令和5年度事業報告の中でも、特に、ダイバーシティ推進交流会は初の試みであったことから、詳細な報告がされました。

議事後は、各単位会から挙げられた協議事項について、各単位会の実情を報告するなど、活発な意見交換がされました。奈良会からは、「行政書士の徽章の回収について」「一般倫理研修未受講者への対応について」「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則の一部改正（案）について」を協議事項として提案し、各単位会のご意見をいただきました。これらの他、他の単位会からは「入会金・会費の額について」「苦情の対応について」などの協議事項が提案され、合計13の協議事項について、予定時間が足りないほど、多くの意見が交わされました。



会議の後は、引き続きシティプラザ大阪において懇親会が開催されました。懇親会冒頭において、令和6年度近畿地方協議会副会長となった黒田敬子本会会長より開会の挨拶がありました。懇親会においては、各単位会の運営について、意見交換をすることができ、とても有意義な時間となりました。



黒田敬子 会長

# 奈良県行政書士会のVOICE

## ～来し方行く末～

### 正副会長対談



会 長  
黒田 敬子



副会長  
松本 和也



副会長  
若林 かずみ



副会長  
岩井 健一

(インタビュアー：山田広報部部長)

**山田** 本日はお忙しい中お集まりくださりまして、ありがとうございます。では、まず就任後のこの一年間を振り返って、印象的な出来事や思いなどお話しいただけますか。

**黒田** 3期6年の副会長在任中に学んだ経験を生かせるかと思っていましたが、初めて直面する問題や出来事が起こり、ほぼ毎日会務のことを考えていた1年、濃い1年だったなという実感です。かと言って後ろ向きではなく、役員の皆さんが助けてくださって乗り越えることもあった、自信につながることもあった1年だったと私は思っています。

**松本** 2期目ということで会全体の動きを把握することを目標に、正副会長との連携を密に色々と情報を交換し活動してまいりました。新規登録会員研修の懇親会に積極的に参加することで新規登録の先生方とも交流ができたり、新しい発見が多い一年となりました。

**山田** 新体制になって新たに取組まれたことが多かったのでしょうか。

**黒田** そうですね。昨年1年は、行政手続きのオンライン化に伴い、申請のシステムが構築される段階で、私たち行政書士が代理人としてしっかり機能するためのシステムを構築していただきたいということ、そのことを行政にお伝えしていくのが遅れてはいけない、システムが出来上がってしまってからでは遅いのではという焦りもある中、県デジタル戦略課から、県庁内及び県各市町村情報政策担当課に対して、『個別に電子申請システムを構築する場合や、電子申請を含む業務を委託する場合も』『代理申請が可能となるよう』にすることを周知徹底することを依頼する文書を発出していただいたのは、本当によかったです。

**岩井** これは本当によかったですよ。県では、現在、奈良スーパーアプリを構築しているというのですが、その代理人機能の設定については、本会にもご相談いただくことができ、有り難いことに、本会の意見をアプリに反映させていただくことができましたよね。また、県デジタル戦略課から、奈良スーパーアプリ全体について意見も求めていただきましたので、いくつか気づいた点をご提示させていただきました。

**若林** 本会と県デジタル戦略課とが意見交換できる関係性を構築できていることは今後の行政手続きのデジタル化に向けて、とても良いことですよね。

また、県からは、このほかに、『県各農業関係機関において、農業委員会所管事務等の諸手続きにおいて本人確認又は代理人の代理資格の確認を徹底されること』などに関する文書も発出していただきました。県内の農業委員会所管事務については、非行政書士行為が散見されるため、こういった県からの文書発出による今後の効果を期待したいと思います。

**松本** それは大いに期待したいところですね。それに、県下市町村の農業委員会での非行政書士防止に関するプレートについては、未設置の自治体もありますが、県から文書が発出されたことにより、今後、プレート設置も進みそうですね。

また、正副会長就任時の自治体への挨拶の際には、災害被災者支援の協定を締結している市町村に対して、罹災証明書発行の訓練ができるよう、災害訓練を共同で実施したい旨、お願いをさせていただきました。災害はいつ起こるか分からない状況ですので、災害時を想定し、本会役員に対しても、緊急連絡網による連絡伝達を訓練し、災害時に備えています。また、災害時支援担当者にも多くの会員が登録していただきました。ありがとうございます。

**山田** 今後、重点的に進めていきたい活動があればお聞かせください。

**黒田** 『会務の見える化』を進めていきたいです。適正な会務遂行のために、各部各委員会においての活動をより透明性のあるものにする事で内外に向かって情報開示、説明責任を果たしていくことはもちろん、問題点、解決すべき点を、各部各委員会だけでなく本会全体が共有することで次へ引き継ぐ。削減できる会務の仕分けもしやすくすることで負担の軽減につなげ、次世代の会務を担う人材確保を目指していきたいです。

そして、この号が発刊される時には進めていると思いますが、各部各委員会の会議に終了時間を目標に正副会長が出席し、少人数での座談会方式によるフリートーキングの場を設けていきます。各部各委員会の①メインとする活動②問題点③削減できる会務④負担軽減⑤会全体の問題共有を洗い出していきたいと考えています。

**松本** まずは、会の収支の健全化に取り組むことが必要と考えております。勿論会員の皆様に有益な活動はどんどん進めていくことが望ましいですが、削減すべきところは思い切って削減することも必要かと思えます。

**若林** そうですね。総会において、監事から厳しいご指摘もありましたので、思い切った削減も必要となってくるかと思えます。その中で、『会員の皆様にとって本当に有益なことは何か』ということをしつかりと考え、実行に移していく一年になるのではないかと思います。

**岩井** やはりデジタル化は外せないところだと思います。デジタル化については3つの方向性があり、一つは書士会会務のデジタル化、二つ目には会員向けのデジタル化、三つ目は書士会外部への

デジタル化だと思っています。とはいえ、実は、全部お金がかかることなので、一気にではできませんよね。また、黒田会長のお示しされた『会務の見える化』がある程度進んだ上で、会務のデジタル化も進めていければ、と考えています。

**山田** ありがとうございます。それでは、最後に、奈良会の未来への熱い思いと会員の皆さんへメッセージをお願いします。

**岩井** 受託業務も増えてきており、会員の皆様にお願ひできる業務も着々と整備されてきました。これからも既存会員向けだけでなく、新規登録会員向けの業務等、ご案内できれば、と考えております。また、デジタル化は息の長い取り組みですが、少しでも進めていきたいと考えておりますので、皆様のご理解、どうぞよろしくお願いいたします。

**松本** 日々の業務の中、様々な会務があり、各部を担当する会員の方には貴重なお時間を割いて会務に携わっていただいております。会務の中での色々な出会いや経験が、会務に携わる会員の方にとって素晴らしい経験となるような機会になればと願っています。これからも一緒に明るく楽しく活動できればと思います。よろしくお願いいたします。

**若林** 明るく楽しく！そうですね。明るく楽しい奈良会にしていきたいですね。入会して年次の浅い会員の方からベテランの会員の方まで、会員の皆さんが明るく楽しめる、そして、色々な意味で関わっていききたいと思える奈良会を目指していきたいと思います。そのための事業構築と広報。今後とも有益な情報を会員の皆様に提供できるように努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

**黒田** 会員の皆様におかれましては、会の各種イベント研修にご参加いただき、機会を逃さず貴重な情報交換の場として活用していただきたいと考えています。というのは、私は、奈良県行政書士会が主催する研修やイベントに参加し、研修に出席することで、育ててもらったからと感謝しているからです。会長に就任してからも行政書士の仕事に対する愛情は日々増すばかり。今動いている数々の活動はすべて行政書士の未来につながるのだと信じて進めています。

**山田** 本日はどうもありがとうございました。





## 個性溢れるメンバー！私達が本会を引っ張っています！



### ◆ 16パーソナリティ（性格診断）は？

黒田：主人公（ENFJ-A）  
 松本：幹部（ESTJ-A）  
 若林：指揮官（ENTJ-A）  
 岩井：建築家（INTJ-A）



### ◆ ストレス解消法は？

黒田：おいしい食事と睡眠  
 松本：おいしい食事とお酒  
 若林：毎日の入浴と十分な睡眠  
 岩井：夫婦で仕事の愚痴の言い合い

### ◆ マイブームは？

黒田：姿勢改善ヨガ  
 松本：息子の追っかけ  
 若林：貯筋  
 岩井：ChatGPTの研究



### ◆ 未来の夢は？

黒田：一生現役  
 松本：毎日のんびり過ごす  
 若林：世界平和  
 岩井：晴耕雨読



### ◆ 好きな食べ物は？

黒田：パクチー  
 松本：焼肉  
 若林：小豆  
 岩井：パスタ



### ◆ 休日の過ごし方は？

黒田：夫と散歩、娘たちとショッピングしながら散歩  
 松本：中学生の野球指導  
 若林：自然に触れ、美味しいものを食べる  
 岩井：FM かけっぱなしで音楽鑑賞



### ◆ 行ってみたいところは？

黒田：フィレンツェ  
 松本：高校球児の親として“甲子園”  
 若林：モルディブ  
 岩井：ネパール



### ◆ 生まれ変われるとしたら何になりたい？

黒田：自分  
 松本：大谷翔平  
 若林：仏様  
 岩井：ネコ

### ◆ タイムマシンに乗れたら いくつの自分の時代に戻りたい？

黒田：20代。バブル時代を再度謳歌する  
 松本：社会人野球時代。もっと努力する。  
 若林：高校時代。今後の生き方を指南しに行く。  
 岩井：19歳。車にひかれる前に忠告しに行く。



### ◆ 人生最後に食べたいものは？

黒田：玉子焼き  
 松本：ちょっと硬めの炊き立ての米  
 若林：白米、味噌汁、焼き魚、そして、緑茶、上用饅頭  
 岩井：ORANGE RANGE に激しく同意で「寿司」ですかね。

# 令和6年度第1回新規登録会員研修

今年度も新規登録会員研修を実施させていただきました。

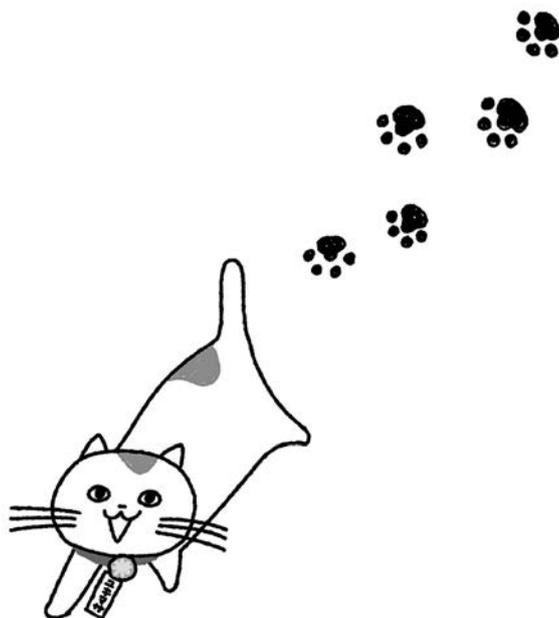
冒頭、黒田会長の挨拶から始まり、参加者の先生方お一方ずつ自己紹介を行っていただきました。

年齢もご経歴も様々な先生方がいらっしゃいましたが、緊張した面持ちでご参加されておられるようにお見受けしました。

その後、稲本先生からの行政書士法の概説があり、開業していくうえで、注意しておかなければならないポイントを解説していただきました。

午後からは、日行連のWeb研修の受講方法、本会の研修の受講方法、第1・第2業務部、各委員会の説明などを実施し、政治連盟とコスモス成年後見サポートセンターの紹介を行いました。

その後、希望者とベテランの先生方を交えた懇親会を行い、とても和やかな雰囲気、名刺交換も活発に行われ、有意義な1日になったのではないかと思います。



御存じですか？

義務化

されました

令和6年  
4月1日  
から

相続登記が



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

登記申請は  
お早めに！

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、  
10万円以下の過料が科される可能性があります。



詳しくは、東京法務局ホームページ  
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局

## 備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました



### Q 1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

### Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

### Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

## Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局にとって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い  
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記  
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

早期に遺産分割を  
することが困難

相続人申告登記  
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要

- 詳しくは東京法務局又は法務省ホームページをご覧ください。

東京法務局ホームページ  
登記手続のご案内や  
「相続登記ガイドブック」  
を掲載しています。



法務省ホームページ  
新制度を紹介する  
漫画等を掲載しています。



- 専門家（司法書士・土地家屋調査士）に相談したい場合は、こちらをご覧ください。

東京司法書士会ホームページ

（司法書士は相続登記の

専門家です。

無料相談会のご案内はこちら）



東京土地家屋調査士会  
ホームページ

（土地の境界や分筆

登記、未登記建物の

登記手続などに関するご案内はこちら）



# 新規登録会員さん! いらっしやい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

稲田 益穂 いなだ ますほ



- ① 2024年4月2日
- ② 639-3114  
吉野郡吉野町大字丹治181番地の3
- ③ 稲田行政書士事務所
- ④ 0746-32-8183

中谷 淳 なかたに あつし



- ① 2024年4月2日
- ② 631-0033  
奈良市あやめ池南四丁目6番6号
- ③ 中谷行政書士事務所
- ④ 0742-43-7744

中村 昇明 なかむら のぶあき



- ① 2024年4月15日
- ② 630-8236  
奈良市下三条町34番地  
更谷ビル (Re:ZONE 奈良01) 2階207号室
- ③ 行政書士ナカムラ事務所
- ④ 090-4902-4497

芝口 建士郎 しばぐち けんじろう



- ① 2024年4月15日
- ② 630-8227  
奈良市林小路町39番地
- ③ 奈都行政書士事務所
- ④ 090-3037-0072

竹本 魁斗 たけもと かいと



- ① 2024年4月15日
- ② 635-0024  
大和高田市日之出西本町6-23  
センイ会館1階3号室
- ③ 行政書士西口労務パートナーズ (個人使用人)
- ④ 0745-44-3885

郡 隆弘 こおり たかひろ



- ① 2024年4月15日
- ② 631-0006  
奈良市西登美ヶ丘六丁目13番11号
- ③ 行政書士郡隆弘事務所
- ④ 080-5350-5975

木村 勇 きむら いさむ



- ① 2024年5月1日
- ② 636-0941  
生駒郡平群町緑ヶ丘3丁目11番7号
- ③ 行政書士 木村事務所
- ④ 0745-45-7812

砂山 博美 すなやま ひろみ



- ① 2024年5月1日
- ② 630-0246  
生駒市西松ヶ丘11-16
- ③ bonrose 行政書士オフィス
- ④ 080-5613-9309

岩井 遼真 いわい りょうま



- ① 2024年5月1日
- ② 635-0832  
北葛城郡広陵町馬見中3丁目1番237号
- ③ 岩井行政書士事務所 (個人使用人)
- ④ 080-7603-7367

稲葉 好之 いなば よしゆき



- ① 2024年5月15日
- ② 630-2173  
奈良市日笠町603番地1
- ③ いなば行政書士事務所
- ④ 0742-81-0751

高野 祐介 たかの ゆうすけ



- ① 2024年5月15日
- ② 635-0026  
大和高田市大字神楽114番地5
- ③ 高野行政書士事務所
- ④ 080-4338-4204

小田 尚紀 おだ なおき



- ① 2024年5月15日
- ② 636-0154  
生駒郡斑鳩町龍田西4-2-38
- ③ 小田尚紀行政書士事務所
- ④ 090-6671-7347

鈴木 康映 すずき やすは



- ① 2024年6月1日
- ② 635-0046  
大和高田市西三倉堂2丁目3-52  
シティライブ高田106号室
- ③ 行政書士鈴木事務所
- ④ 070-8533-3738

山本 智康 やまもと ともやす



- ① 2024年6月1日
- ② 639-3115  
吉野郡吉野町大字吉野山2593番地
- ③ 山本智康行政書士事務所
- ④ 0746-39-0508

谷口 綾 たにぐち あや



- ① 2024年6月15日
- ② 634-0804  
橿原市内膳町3丁目8-5  
BizWork301
- ③ AYAA 行政書士事務所
- ④ 070-1800-3939

青山 資史 あおやま もとふみ



- ① 2024年6月15日
- ② 630-0252  
生駒市山崎町13-34-202
- ③ こぐま行政書士法務事務所
- ④ 090-4919-9682

紀伊 靖文 きい やすふみ



- ① 2024年6月15日
- ② 634-0051  
橿原市白樫町8-18-16
- ③ 行政書士きいサポートオフィス
- ④ 080-2081-9681

笠井 義也 かさい よしなり



- ① 2024年7月1日
- ② 631-0816  
奈良市西大寺本町5番3  
セイワパレス西大寺507号
- ③ 行政書士かさい法務事務所
- ④ 080-3131-6061

八木 史郎 やぎ しろう

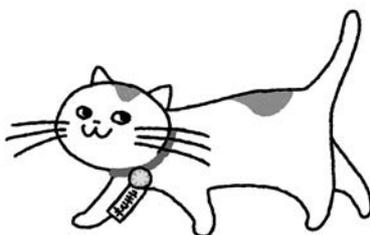


- ① 2024年7月1日
- ② 630-8261  
奈良市北市町18番地
- ③ 行政書士シロー事務所
- ④ 070-7640-2701

山下 晶子 やました あきこ



- ① 2024年7月15日
- ② 636-0906  
生駒郡平群町菊美台4丁目7番26号
- ③ 山下晶子行政書士事務所
- ④ 080-5301-8867



# ★会員の動き★

## ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2024年3月9日	原 利 夫	〒634-0826 橿原市川西町928番地の9 080-140-88800	死亡
2024年4月30日	谷 口 眞 人	〒630-0135 生駒市南田原町1113番地22 0743-78-0743	廃業
2024年4月30日	原 田 健 次	〒634-0051 橿原市白檀町2丁目25番11号 0744-27-6135	廃業
2024年4月30日	山 口 雅 彦	〒635-0013 大和高田市昭和町8-10-205 090-9541-4404	廃業
2024年7月31日	吉 田 高 志	〒639-0215 北葛城郡上牧町葛城台3丁目7番8号 0745-27-4231	廃業

## ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 転 出 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

転出年月日	転 出 先	氏 名	内 容
2024年4月1日	大阪会	大 濱 眞 司	〒535-0001 大阪市旭区太子橋3丁目2番1-214号 090-8933-4251

## ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2024年4月30日	事務所の所在地	石 田 浩	〒630-0266 生駒市門前町20番12号
2024年5月15日	事務所の所在地	野 村 早 香	〒630-0112 生駒市鹿ノ台東二丁目1番地13-1階
2024年5月15日	事務所の所在地	平 嶋 健 冴	〒630-0112 生駒市鹿ノ台東二丁目1番地13-1階
2024年5月15日	事務所の所在地	宇戸谷 航 輔	〒630-0112 生駒市鹿ノ台東二丁目1番地13-1階
2024年5月31日	事務所の所在地 事務所の電話	池 田 浩	〒630-8113 奈良市法蓮町570番地の7 401号 090-1247-9536
2024年6月14日	事務所の電話	太 田 智 子	0742-44-5836
2024年6月28日	事務所の電話	鈴 木 康 映	070-8533-3738
2024年7月31日	事務所の電話	松 川 泰 之	0745-61-5835
2024年7月31日	事務所の名称 事務所の所在地 事務所の電話	中 尾 二 郎	行政書士法人 LSR コンサルティング 〒630-8115 奈良市大宮町6丁目1番地の1 新大宮駅前ビル4階 0742-32-4555
2024年7月31日	属 性	西 川 博 樹	行政書士法人 LSR コンサルティング 奈良中南和オフィス (法人社員)
2024年7月31日	事務所の電話	山 下 晶 子	080-5301-8867

## 《編集後記》

連日猛暑が続いておりますが、皆様お元気にお過ごしでしょうか。季節の変わり目は体調不良を起こしやすいと言われております。主に寒暖差による自律神経の乱れが影響しているようで、対策としてバランスの良い食事と適度な運動、十分な睡眠が大切とのこと。皆様くれぐれも体調を崩されませんようご注意ください。

この度は広報誌「行政書士 奈良」第156号を発行するにあたり、寄稿して下さいました皆様に心より御礼申し上げます。引き続き正確かつ有益な情報をお伝えできる誌面作りに努めて参りますので、今後とも宜しくお願い致します。

広報部 森 大 輔

奈良県行政書士会広報誌

### 「行政書士奈良」第156号

発行 令和6年9月15日発行

発行人 黒田 敬子

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>

行政書士事務所の経営安定をバックアップする

日本行政書士会連合会

# 行政書士 賠償責任補償制度

「行政書士は、依頼者を保護するために、職務上の責任について賠償責任保険に加入するように努める。」

\*日本行政書士会連合会「職務基本規則」第2章第48条(賠償保険)より

WEB申込  
おすすめ!

## お申込方法

申込みは  
インターネットで **簡単6ステップ**

お申込み期間  
インターネット申込締切: 毎月末日  
※2025年8月1日加入は、2025年7月18日締切となります。  
郵便払込票申込締切: 毎月20日(祝休日の場合は前営業日)  
どちらのお申込みも、翌月1日補償開始です。

**お手続きの流れ** ※お客様画面の一連の流れの概要は以下の通りです。(主な画面をピックアップしております。)  
※保険内容の詳細については、実際の画面にてご確認ください。



全行団サイトURL ▶ <https://reg.zengyodan.co.jp>

### STEP 1

お申込みサイトへアクセス  
全行団サイトorQRコードからアクセス  
してください。



### STEP 2

新規/更新の選択  
新規:新規契約をご選択ください。  
更新:更新契約を選択後、被保険者番号および  
行政書士登録番号をご入力ください。  
(前年度の契約情報を引込みます。)



### STEP 3

プラン選択・お客様情報の入力  
ご希望のプランを選択いただき、お客様  
情報をご入力ください。



### STEP 4

メールアドレス認証  
ご登録メールアドレスに届いた4桁のパス  
ワードをご入力ください。



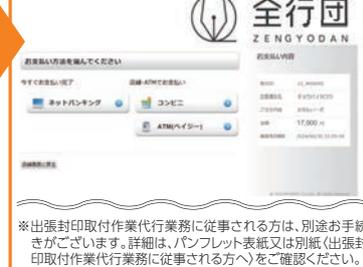
### STEP 5

お申込み内容の確認  
お申込み内容をご確認のうえ、お申込み  
を完了してください。なお、お申込み完  
了後の変更はできません。



### STEP 6

保険料の振込  
ご登録メールアドレスに決済方法をご案内  
いたします。内容をご確認いただき、支払  
期日までに保険料をお振込みください。



〈取扱代理店〉

株式会社 全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号  
虎ノ門タワースオフィス10階  
TEL.03(6450)1622 FAX.03(6450)1623  
E-mail:shop@zengyodan.co.jp  
URL:https://www.zengyodan.co.jp

〈引受保険会社〉

[幹事会社]  
東京海上日動火災保険株式会社

担当課:広域法人部法人第二課  
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4  
TEL.03(3515)4153 FAX.03(3515)4154

[非幹事会社]  
損害保険ジャパン株式会社